

京都府消防体制の整備推進計画の改定について

令和 8 年 7 月
危機管理部

1 現行計画

京都府消防体制の整備推進計画（令和 3 年 7 月策定）

計画期間	令和 3 年度～令和 1 2 年度	全体計画期間
前期	令和 3 年度～令和 7 年度	現行計画
後期	令和 8 年度～令和 1 2 年度	今回策定

2 改定の背景・趣旨

- 令和 3～7 年度の 5 年間の推進計画達成状況を反映
- 令和 6 年 3 月に改正された総務省消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の内容を反映

3 現行計画の主な項目及び改定の概要

項 目	改定の概要（下記を明記）
消防指令センターの共同運用	・令和 6 年度から「京都府中・北部地域消防指令センター」が共同運用開始 達成済 ・南部消防指令センターについては、令和 9 年度に第 1 期、令和 1 2 年度に第 2 期の運用開始を予定 予定通り進捗
消防（防災）ヘリコプターの広域的運用	・京都市及び府内市町村と連携し府内の航空消防防災体制の更なる強化を図る。 R 8 予算措置
「中心消防本部」の設定	・消防広域化重点地域の指定については、関係市町村の意見も聞きながら、検討・協議を優先的に進める必要がある。 その場合は、 <u>地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」の設定について検討する。</u> 国の改正を反映

4 消防体制のあり方検討会

令和 8 年 3 月 1 6 日に開催。開催にあたって各消防本部に意見照会し、検討会で審議。